監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

資格区分		建設業の種類	土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設
建設業法「技術検定」	合格証明書	１級建設機械施工技士	◎				◎								◎															
		２級建設機械施工技士（第１種～第６種）	○				○								○															
		１級土木施工管理技士	◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎		
		２級土木施工管理技士　種別　土木	○				○	○					○		○	○												○		
		２級土木施工管理技士　種別　鋼構造物塗装																	○											
		２級土木施工管理技士　種別　薬液注入					○																							
		１級建築施工管理技士		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		◎				◎			
		２級建築施工管理技士　種別　建築		○																										
		２級建築施工管理技士　種別　躯体			○		○					○	○	○																
		２級建築施工管理技士　種別　仕上げ			○	○		○	○			○					○	○	○	○	○		○				○			
		１級電気工事施工管理技士								◎																				
		２級電気工事施工管理技士								○																				
		１級管工事施工管理技士									◎																			
		２級管工事施工管理技士									○																			
		１級造園施工管理技士																							◎					
		２級造園施工管理技士																							○					
建築士法「建築士試験」	免許証	１級建築士		◎	◎				◎			◎	◎								◎									
		２級建築士		○	○				○			○									○									
		木造建築士			○																									
技術士法「技術士試験」	登録証	建設・総合技術監理（建設）	◎				◎			◎					◎	◎									◎					
		建設「鋼構造物及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）	◎				◎			◎			◎		◎	◎									◎					
		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	◎				◎																							
		電気・電子・総合技術監理（電気・電子）								◎														◎						
		機械・総合技術監理（機械）																				◎								
		機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」・総合技術監理（機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」）									◎											◎								
		水道・総合技術監理（水道）									◎																	◎		
		水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（水道「上水道及び工業用水道」）									◎															◎		◎		
		林業「林業」・総合技術監理（林業「林業」）																							◎					
		林業「森林土木」・総合技術監理（林業「森林土木」）	◎				◎																		◎					
		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	◎				◎									◎														
		衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									◎																			
		衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									◎																	◎		
		衛生工学「汚物処理」又は「廃棄物処理」※・総合技術監理（衛生工学「廃棄物処理」）									◎																	◎		◎
電気工事士法「電気工事士試験」	免状	第１種電気工事士								○																				
		第２種電気工事士　実務経験　３年 ※３①								○																				
電気事業法「電気主任技術者国家試験等」	免状	電気主任技術者（１種・２種・３種）　実務経験　５年 ※３①								○																				
電気通信事業法「電気通信主任技術者試	資格者証	電気通信主任技術者　実務経験　５年 ※３②																						○						
水道法「給水装置工事主任技術者試験」	免状	給水装置工事主任技術者　実務経験　１年 ※３①									○																			
消防法「消防設備士試験」	免状	甲種消防設備士																											○	
		乙種消防設備士																											○	
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	建築大工			○																									
		左官				○																								
		とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工					○																							
		ウェルポイント施工					○																							
		冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管									○																			
		給排水衛生設備配管									○																			
		配管・配管工									○																			
		タイル張り・タイル張り工										○																		
		築炉・築炉工・れんが積み										○																		
		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						○				○																		
		石工・石材施工・石積み						○																						
		鉄工・製罐											○																	
		鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組み立て作業」）												○																
		工場板金															○													
		建築板金・板金（選択科目「建築板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）							○								○													
		板金・板金工・打出し板金															○													
		かわらぶき・スレート施工							○																					
		ガラス施工																○												
		塗装・木工塗装・木工塗装工																	○											
		建築塗装・建築塗装工																	○											
		金属塗装・金属塗装工																	○											
		噴霧塗装																	○											
		路面標示施工																	○											
		畳製作・畳工																			○									
		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			○									
		熱絶縁施工																					○							
		建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウオール施工・サッシ施工																									○			
		造園																							○					
		防水施工																		○										
		さく井																								○				
その他		地すべり防止工事　実務経験　１年 ※３③					○																			○				
		建築設備士　実務経験　１年 ※３④								○	○																			
		計装　実務経験　１年 ※３③								○	○																			

◎：監理技術者　及び　特定建設業の営業所専任技術者　となり得る資格
○：主任技術者　及び　一般建設業の営業所専任技術者　となり得る資格

指定建設業

（注１）監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となり得る資格を有する者は、主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となり得る。
（注２）主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となり得る資格と併せて、別途２年以上の指導監督的な実務経験を有する者については、指定建設業以外の建設業に関し、監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となり得る。
（注３）表中の「実務経験」は、次に掲げる時以後（①免状交付後　②資格証交付後　③合格後　④資格を有することとなった後）の実務経験年数をいう。
（注４）職業能力開発促進法の「技能検定」においては、等級区分が２級である資格は合格後３年（平成16年４月１日時点で合格していた者については１年）の実務経験を要する。
（注５）※「汚物処理」は昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。